

## 前回の主な意見

## 第 1 部 推進方策について

- ・通学路のバリアフリー化についても自治体レベルでは建築部局、都市部局との連携をしながら進めていく必要。
- ・配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況だけでなく、今後の在籍の見込みも把握していくことが重要。
- ・バリアフリー化された後の施設についても、利用者のニーズに応じた日常的な事後点検が重要。

## 第 2 部 指針改訂に係る基本的な考え方について

- ・障害者権利条約批准、改正バリアフリー法、障害者基本法、障害者差別解消法、改正雇用促進法と障害者活躍推進計画等の背景・視点等について言及すべきである。
- ・建築物移動等円滑化基準・学校施設整備指針・学校施設バリアフリー化指針の関係性を明示すべきである。
- ・ろう学校等含めたすべての学校において、「学校施設」に寄宿舍や体育館、音楽室、視聴覚室などもすべて含まれるべきである。
- ・発災時の避難所としての利用、選挙の投票所としての利用も含めたバリアフリー化が重要。
- ・既存施設を如何にバリアフリー化していくかという視点が非常に重要。
- ・「視覚障害」「聴覚障害」などの重複障害の児童生徒・教職員・地域住民等に対するバリアフリーの視点も重要。
- ・「障害の社会モデル」に対する理解も重要であり、第 1 部の推進方策と同様、心のバリアフリー部分の記載を充実すべきである。
- ・中教審答申(H24.7)で記載された基礎的環境整備について、具体的な交流及び共同学習を安全かつ円滑に実施できる施設整備について示すことが重要。
- ・医療的ケア児について、学校医・主治医が連携して対応する施設空間が重要。
- ・地域と連携協働していくことで児童生徒の学びの基本となる部分を確保していくことが重要。
- ・避難所として活用される際の視覚・聴覚情報の保障が重要。
- ・障害者用トイレの常時施錠や点状ブロックへの積載物など、バリアフリー化された設備の整備後における運用上の課題も重要。
- ・事後点検や改修整備等の計画策定等については、地域の障害者団体など、障害当事者の参画が重要。

## 第2部 計画・設計上の留意点について

- ・防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のもを設置することが重要。
- ・障害児童生徒・教職員等の、授業中を含めた教室内の移動について配慮した計画が重要。
- ・認知のしやすい、壁のない自由度の高い空間構成は、却って発達障害や感覚過敏の観点では居づらい空間となってしまうため、特性に応じた配慮が重要。
- ・階段には、踊り場等の空間を、非常時の避難や転倒時の危険防止等にも配慮しつつ計画することが重要。
- ・手すりは、視覚障害者にとっては有効な誘導サインともなるため、設置位置などに留意し、連続して設置することが望ましい。
- ・障害のある児童生徒等が、休憩時間内に円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが重要。
- ・トイレを洋式化することも重要であり、指針の中にも記載を追記すべき。
- ・障害のある児童生徒等が休憩時間内に教室を移動しながら利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが重要。
- ・車いす使用者用便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要。
- ・教室や講堂などで、聴覚障害者が手話通訳や要約筆記等の情報保障活用ができるように、スポット照明や前方を暗くできるような配慮が必要。
- ・ICT技術の進歩する中、視覚・聴覚情報など、障害の有無を問わない情報アクセシビリティの整備が重要。

## その他

- ・今後事例集として、蹴上と踏面の色の使い分けや、エレベーター内の鏡の設置等、ディテール面で、既存学校施設のバリアフリー化の好事例をわかりやすく示すことが重要。
- ・GIGAスクールの推進を踏まえ、学校施設整備指針のようなICTをコンピューター室というくりでの整理を改めていく必要。
- ・中教審で個別最適な学びが議論されており、障害者の学習活動とも関係することから、今後整理していく必要。